

① 件名		
予防接種における事故災害補償金額の引き上げについて		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】</p> <p>平成28年4月1日に予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令が施行され、物価上昇を勘案したことによって、予防接種健康被害給付制度の給付額が引き上げとなった。</p> <p>このことに伴い、全国市長会「予防接種事故賠償補償保険」の保険金額の一部が予防接種法施行令の一部を改正する政令における引き上げ額に見合った額に改正された。</p> <p>【目的】</p> <p>石巻市予防接種事故災害補償規則で定める補償額を全国市長会「予防接種事故賠償補償保険」で定める保険金額と同額に改正する。</p>		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】</p> <p>予防接種法施行令（昭和23年6月30日法律第68号） 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成21年12月4日政令第173号） 石巻市予防接種事故災害補償規則（平成21年3月26日規則第17号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第2節 生涯を通じて元気で健康な暮らしが実現できるようにする (1) 一人ひとりの健康づくりを推進する</p>		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
平成28年 4月 1日	予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令施行	
平成28年11月21日	石巻市予防接種事故災害補償規則の一部改正 (適用日：平成28年4月1日)	
⑤ 主な内容		
・予防接種における事故災害補償金額を以下のとおり変更する。		
	現行	改正後
ア 死亡補償金	42,200,000円	43,400,000円
イ 障害の場合	(ア) 1級	42,200,000円
	(イ) 2級	28,098,000円
	(ウ) 3級	21,451,000円
		22,062,000円
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）		
<p>【効果】</p> <p>今回の改正により、適正な補償を行うことができる。</p> <p>【財源措置】</p> <p>「全国市長会予防接種事故賠償保険」 保険料分担金 282,343円（一般財源）</p>		
⑦ 他の自治体の政策との比較検討		
県内他自治体も関係施行令の補償金額に準じている。		
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日		
なし		
⑨ その他		

